

重点施策部会の報告について

1 重点施策部会の目的

重点施策部会では、重点的な自殺対策の推進について検討を行う。

2 開催日時

令和 3 年 7 月 14 日（水曜日）午前 10 時から正午まで

3 議事等

- (1) 報告事項 東京都の自殺の現状等について
- (2) 討議事項 東京都の重点施策について

【主な意見】

- (1) 短期的にスピード感を持って対策を講すべき層及びタッチポイントについて

- ・コロナ禍でダメージを受けている個人事業主を対象に加えるべきではないか。
- ・10 代、児童・生徒を対象に加えるべきではないか。長野県では子供の自殺危機対応チームを設置しており、こうした取組を都も検討した方がいいのではないか。
- ・20 代女性は非正規雇用率が高く、コロナ禍で雇止めになっている方々もいる。こうした方々の再雇用をどうしていくかが自殺対策にも直結する問題である。
- ・若年女性の自殺者は自殺未遂歴のある人が多い。自殺未遂者への対応に脆弱性があるからこそ、若い女性の自殺が増えていると考えられるため、病院と地域が連携して未遂者への支援をやっていくことが必要。
- ・求職中、失業中の自殺リスクが高いことはデータとして明らかになっている。これらの方々を支援する機関があることを周知することが重要。
- ・生活困窮者はどこに相談したらいいのかがわかつていない。
- ・生活福祉資金の貸付窓口や生活支援窓口などで、心の悩みや自殺リスクを抱えている方々に対するオンラインの総合相談会を実施してもよいのではないか。
- ・無職高年男性は駅には行かないため、駅での啓発広告は目にしない。図書館や大型商業施設に滞在することが多い。
- ・来年度からの取組に限らず、補正予算を含めて対応すべきではないか。

- (2) ゲートキーパー養成について

- ・一般市民の方々への普及啓発も大事であるが、教員や消防、警察を含めたハイリスクな方々に出会いやすい専門職に対する研修も重要。
- ・養成後のフォローアップが必要である。

- (3) 相談等機関からの情報提供

- ・厚生労働省は令和 2 年度過労死等の労災補償状況を公表しており、この中で有職者に関して、自殺を含む精神障害については 2,051 件の請求があった。このうち業務上のものとして認定されたのが 608 件。年代は 40 代が最多で、50 代が続く。要因は仕事量・質・パワハラの順となっている。

- ・法テラスでは電話によって情報を提供する制度がある。昨年までは相談件数が100件/日だったが、コロナ後は200件/日と顕著に増加している。法律相談につながるケースはその場で予約を受けるが、こちらもコロナ以後は増えており、特に多重債務と離婚について増加している。多重債務の相談は40~50代の男性からが多く、離婚問題は30~40代の女性が多い。